

総務財政委員会次第

日 時：令和2年6月11日（木）午前10時～

場 所：日田商工会館

1. 委員長挨拶

2. 担当副会頭挨拶

3. 議 題

(1) 令和元年度事業報告について【6/23 総会資料として配布】

(2) 令和元年度収支決算について【6/23 総会資料として配布】

(3) 令和2年度 総務財政委員会事業について

- ・会員増強キャンペーンについて
- ・他商工会議所との意見交換会について

(4) 令和2年度事業計画(案)・収支予算(案)について

(5) 定款変更（追認）について 資料①

4. 報告事項

(1) 会員加入状況について 資料②

5. 諸会議の日程について

(1) 定例常議員会 6月16日(火) 10:00～ 商工会館

(2) 通常議員総会 6月23日(火) 17:00～ みくまホテル

定款改正(案)について

※第10条(会員の資格)第3項(1)(2)、第22条(特別会員)第2項、第33条(役員)の任免

第8項(1)、第35条(議員総会及び議員)第5項

(変更理由) 『成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案』が可決され、令和元年6月14日に公布されたことにより、商工会議所法が改正されるとともに、商工会議所法施行規則の一部改正に伴うもの。

旧	新
<p>第10条(会員の資格)</p> <p>本商工会議所の地区内に引き続き6月以上営業所、事務所、工場又は事業場(以下「営業所等」という。)を有する商工業者は、本商工会議所の会員となることができる。ただし、次に掲げるものであって、常議員会の承認を得た場合は、本商工会議所の会員となることができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1)～(3) 省略</p> <p>2 この定款において「商工業者」とは次の者をいう。</p> <p>(1)自己の名をもって商行為をすることを業とする者</p> <p>(2)店舗その他これに類似する設備によって物品を販売することを業とする者</p> <p>(3)鉱業を営む者</p> <p>(4)取引所</p> <p>(5)会社</p> <p>(6)相互会社</p> <p>3 次の各号の1に該当する者は、会員となることができない。</p> <p>(1)成年被後見人又は被保佐人</p> <p>(2)破産者で復権を得ない者</p> <p>(3)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p>	<p>第10条(会員の資格)</p> <p>本商工会議所の地区内に引き続き6月以上営業所、事務所、工場又は事業場(以下「営業所等」という。)を有する商工業者は、本商工会議所の会員となることができる。ただし、次に掲げるものであって、常議員会の承認を得た場合は、本商工会議所の会員となることができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1)～(3) 省略</p> <p>2 この定款において「商工業者」とは次の者をいう。</p> <p>(1)自己の名をもって商行為をすることを業とする者</p> <p>(2)店舗その他これに類似する設備によって物品を販売することを業とする者</p> <p>(3)鉱業を営む者</p> <p>(4)取引所</p> <p>(5)会社</p> <p>(6)相互会社</p> <p>3 次の各号の1に該当する者は、会員となることができない。</p> <p>(1)<u>精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知・判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p>(2)<u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p>(3)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p>
<p>第22条(特別会員)</p> <p>会員たるの資格を有しないものであって、本商工会議所の趣旨に賛同するものは、本商工会議所の特</p>	<p>第22条(特別会員)</p> <p>会員たるの資格を有しないものであって、本商工会議所の趣旨に賛同するものは、本商工会議所の特</p>

<p>別会員となることができる。</p> <p>2 第10条第3項(会員の欠格事由)、第11条第1項、第2項及び第4項(加入)並びに第16条から前条まで(会員の権利、会費、過怠金、会員権の停止、脱退及び除名)の規定は、特別会員について準用する。</p>	<p>別会員となることができる。</p> <p>2 第10条第3項(資格)、第11条第1項、第2項及び第4項(加入)並びに第16条から前条まで(会員の権利、会費、過怠金、会員権の停止、脱退及び除名)の規定は、特別会員について準用する。</p>
<p>第33条(役員の任免)</p> <p>会頭は、議員総会において、会員(会員が法人その他の団体である場合は、会員の権利を行使する1人の者、以下本条において同じ。)のうちから選任し、又は解任する。</p> <p>2項～7項 省略</p> <p>8 次の各号の1に該当する者は、役員になることができない。</p> <p>(1)第10条第3項第1号又は第2号(会員の欠格事由)に該当する者</p> <p>(2)未成年者</p> <p>(3)禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終った日又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過するまでの者</p> <p>(4)反社会的勢力又は反社会的勢力でなくなった日から5年を経過するまでの者</p> <p>9項 省略</p>	<p>第33条(役員の任免)</p> <p>会頭は、議員総会において、会員(会員が法人その他の団体である場合は、会員の権利を行使する1人の者、以下本条において同じ。)のうちから選任し、又は解任する。</p> <p>2項～7項 省略</p> <p>8 次の各号の1に該当する者は、役員になることができない。</p> <p>(1)第10条第3項第1号又は第2号(資格)に該当する者</p> <p>(2)未成年者</p> <p>(3)禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終った日又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過するまでの者</p> <p>(4)反社会的勢力又は反社会的勢力でなくなった日から5年を経過するまでの者</p> <p>9項 省略</p>
<p>第35条(議員総会及び議員)</p> <p>本商工会議所に、議員総会を置く。</p> <p>2項～4項 省略</p> <p>5 第33条第8項各号(役員の欠格事由)の1に該当する者は第2項の議員又は前項の議員の職務を行う者となることができない。</p> <p>6項～7項 省略</p>	<p>第35条(議員総会及び議員)</p> <p>本商工会議所に、議員総会を置く。</p> <p>2項～4項 省略</p> <p>5 第33条第8項各号(資格)の1に該当する者は第2項の議員又は前項の議員の職務を行う者となることができない。</p> <p>6項～7項 省略</p>
	<p>附則</p> <p>(実施の時期)</p> <p>第10条(会員の資格)、第22条(特別会員)、第33条(役員の任免)、第35条(議員総会及び議員)の改正は、令和2年6月23日から実施する。</p>

◇ 会員入脱会状況 ◇

(R2年5月31日 現在)

	法人件数	個人件数	合計件数	組織率(%)
R1年度末	898	803	1,701	52.97%
前月(3月末)迄の件数	898	803	1,701	52.97%
4・5月の入会	3	5	8	
4・5月の脱会	19	34	53	
4・5月の変更	-1	1		
R2年度 入会累計	3	5	8	
R2年度 脱会累計	19	34	53	
R2年度 変更累計	-1	1		
現在加入件数	881	775	1,656	51.57%

☆組織率＝会員数÷商工業者数 3,211

脱会要因	累計
①廃業・倒産・代表者死亡等	42
②経営不振・経費削減等	11
合 計	53